

プロバイダ責任制限法検証WG第1回 議事要旨（案）

1. 日時：平成22年10月18日（月）16：00～17：20
2. 場所：総務省8階 第1特別会議室
3. 出席者（敬称略）
 - (1) 構成員
長谷部 恭男（主査）、森田 宏樹（主査代理）、大谷 和子、佐伯 仁志、平野 晋、
山下 純司、山本 和彦
<欠席>
島並 良
 - (2) オブザーバ
内閣官房知的財産戦略推進事務局
法務省民事局参事官室
文化庁著作権課
 - (3) 総務省
原口電気通信事業部長、鈴木消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、
松井消費者行政課課長補佐、中村消費者行政課課長補佐、長瀬消費者行政課課長補佐
4. 議事
 - (1) 開会
 - ①原口電気通信事業部長あいさつ
 - ②長谷部主査、森田主査代理あいさつ
 - ③構成員等紹介
 - (2) プロバイダ責任制限法の現状と課題について
 - ①プロバイダ責任制限法の現状
 - ②プロバイダ責任制限法の検証に関して考えられる個別の論点（案）
 - ③プロバイダ責任制限法検証WGの検討スケジュール（案）
 - (3) その他
 - (4) 自由討議
 - (5) 閉会
5. 議事概要
 - (1) プロバイダ責任制限法の現状と課題について
資料2-1、資料2-2、資料2-3に基づき、事務局より説明を行った。資料2-2については、主要な論点を事務局で整理したものであり、本WGで取り扱う論点
がこれに限られない旨を事務局より説明した。なお、主なやり取りは以下の通り。

資料2-2の「1 プロバイダ責任制限法の取り扱う範囲」、「2 プロバイダ責任
制限法ガイドライン等」について
(佐伯構成員)
刑事免責についてどのように考えるかという問題提起については、プロバイダ責任

制限法の逐条解説（註：「プロバイダ責任制限法―逐条解説とガイドライン―」（総務省電気通信利用環境整備室著 社団法人テレコムサービス協会編著）において、「単に、（関係役務提供者が）違法情報が流通していることを知っただけでは、直ちに刑事上の責任を問われることは考えにくい」との記述がなされているが、その通りと考える。それ以上になにか刑事免責を法律上規定するということは、なかなか難しいのではないか。

ここで取り上げられている2つの裁判例については、見た限りでは、役務提供者による積極的な関与があった事例で、単に削除しなかったというものではないようである。どこに責任の限界を設けるかということは、条文にすることは難しいのではないか。

（森田構成員）

掲示板に他人の名誉を侵害するような言明が書き込まれ、それを削除しないことによって掲示板の管理者が責任を問われた場合に、掲示板の管理者自身の不作為が名誉毀損罪を構成することになるかといえ、直ちにはそうはならないだろう。民事責任についても、不作為を作為と同視できるような不真正不作為犯に当たるような態様による侵害の場合と、掲示板管理者に削除すべき義務が認められるのに削除しない場合に分けて考えることができる。例えば、名誉毀損については民法上特定の救済として名誉毀損を行った者には謝罪広告を命じることができるが、プロバイダに削除義務が有るのに削除しなかった場合に、プロバイダ自身が名誉毀損を行ったとしてこれに対して謝罪広告を命じることができるかという点、通常はプロバイダ自身が名誉毀損を行ったとはいえず、あくまでも削除すべき作為義務を果たさなかった責任を問えるにすぎない。このような場合の違法行為と、プロバイダ自身が他人が書き込んだ名誉毀損の言明を自身の言明として認容してあえて放置した場合の違法行為とを民事上も分けて考えることができる。こう考えると、不作為が作為と同視できるような違法性があるのはどのような場合かという観点から横断的に整理することができよう。この点については、プロバイダ責任制限法は何も規定してはいないが、刑事免責も含めてこのような問題を仮に法律上規定するとした場合に、果たしてうまく規定することができるかを、プロバイダ責任制限法の取り扱う範囲に含めて検討するべきかどうかを考えるべき。

（大谷構成員）

関係者のヒアリングを行いながら検討を進めるということだが、利用者視点を意識して議論を進めるのかという共通認識が必要。また、ガイドラインの実効性について、関係者の間では異なる意見もあることからそのことを踏まえたヒアリングが必要ではないか。事務局として、どこをヒアリング対象と考えているか。

（事務局）

ヒアリング対象となる関係者としては、プロバイダや権利者団体を考えている。また、発信者からのヒアリングについても検討しているところ。

資料2-2の「3 権利侵害情報の削除（第3条）関係」について

（平野構成員）

内閣官房知的財産推進事務局の知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について（報告）」で、個別の情報流通を知らない場合であっても、不法行為責任が発生し得る場合があるとする報告について解説をお願いしたい。

（内閣官房知財事務局）

個々の情報の流通を完全に認識していなくても、そこにいたる前に経緯があって予見可能性があった場合には、結果回避義務が生じることがあるという整理である。

（森田構成員）

プロバイダ責任制限法は、第3条で責任を負わない場合を明確化している。その主眼は、プロバイダは流通する情報について事前の一般的な監視義務を負わないことを明確にすることにある。それがプロバイダ責任制限法の基本的な考え方であり、世界的に共通して採用されている考え方であろう。他方で、ここでプロバイダとして想定しているのはホスティングサービスを提供している場合に関してであって、ホスティングサービスを提供している限り一般的な事前の監視義務を負わないが、それ以外のサービスを併せて提供しているような場合には、プロバイダ責任制限法は、別個の観点から一定の回避義務を負うことがありうることを排除してはいない。例えば、動画共有サービスを提供している場合、動画共有サービス自体はホスティングサービスであるが、そのような場を作り出すことによって一定の義務を負うことはないか、また、オークションサイトもホスティングサービスを提供しているが、オークションという場を設定することによってサイトの運営者には一定の義務が発生するかということは別途を問題になりうる。プロバイダ責任制限法は、ホスティングサービス以外の様々な機能や役割等も果たしている場合を含めて、どのような場合であっても同法の規定する範囲でしかおよそ責任を負わないとは書いていないのであるから、そういった問題については、現行制度においてもなお解釈に委ねられている部分がある。プロバイダ責任制限法がホスティングサービスについては事前の監視義務を負わないとしている趣旨と、それを超える部分についての民事上の一般的な評価の両面から問題を考えていくことが必要であろう。個々の情報の流通を完全に認識していなくても、民事責任が生じることがありうるという先の指摘が、事前の監視義務を負わないとするプロバイダ責任制限法の元々の考え方を一部修正する必要があるということなのか、それとも当初からプロバイダ責任制限法を超えたところで生ずる問題であって、その場合にはプロバイダ責任制限法に基づく責任制限にかかわらず別の根拠から民事責任を負う場合があるということなのかを区別して、具体的に検討することが必要であろう。

資料2-2の「4 発信者情報の開示請求（第4条）関係」について

（平野構成員）

発信者情報開示請求について、権利侵害の明白性の要件を削除し、発信者情報の開示を受ける正当な理由の要件のみにすべきとの指摘について内閣官房知財事務局よ

り趣旨を説明いただきたい。

(内閣官房知財事務局)

知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループにおいて、委員からプロバイダ責任制限法第4条は裁判を受ける権利を保障するという観点から検討すべきであるという意見があったため記載したもの。

(長谷部主査)

知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループでの委員個人の意見を生の情報としていただいたということで、このWGで検討すればよいということだと思う。

(山本構成員)

本案の請求権を全面的に実現するいわゆる満足の仮処分について、回復可能性がない仮処分については、民事訴訟法学界ではかなり否定的に考えられており、そもそもできないという議論もある。また、そのような仮処分ができるとしても、保全の必要性については、厳しく重大なものとして求められている。そういう考えに基づきプロバイダ責任制限法の逐条解説は書かれていると思う。それに対して、完全に個人が特定できる場合には満足の仮処分を認めないが、完全には個人を特定できない場合には、仮処分が実務上認められているようであり、それはもったもな事と思う。事務局に質問したいが、IP アドレスやタイムスタンプの開示を求める仮処分は何を意図して行われるのか。また、立法する際にも若干問題になったが、第4条第2項の開示関係役務提供者が発信者情報開示請求を受けた場合に、発信者の意見を聞かなければならないという規定になっており、開示関係役務提供者は発信者の意向を聞いて開示関係役務提供者は攻撃防御をするということ想定して立法された。しかし、当時、果たしてそのようなことが役務提供者に期待できるか、とりわけ中小の事業者にはなかなか困難ではないかという意見もあり、むしろ発信者の氏名を特定しない形で訴えを提起できないか、あるいは裁判外の紛争処理いわゆるADRの手続きにより秘密を保護しながら手続きを進めることができないか等色々な選択肢を検討したが、それぞれかなり難点があり最終的に現在の形に落ち着いたように記憶している。そのような制定時の懸念は杞憂であったか、実務はうまく運用されているとの理解でよいか。

(事務局)

インターネット上での情報発信については、1社だけでなく、複数社が階層的にかかわっていることがあり、電子掲示板の管理者等が分かる発信者情報は、IP アドレスとタイムスタンプのみということがある。最終的に住所氏名等の発信者を本当に特定する情報を保有しているのは、アクセスプロバイダである。この場合、発信者情報の保存を命ずる仮処分ができるのは、最初の段階では電子掲示板の管理者等しか分からないので電子掲示板等の管理者しかいない。この段階で、IP アドレスやタイムスタンプがなかなか開示されないと、アクセスプロバイダのいわゆるログが消失してしまい、最終的に電子掲示板の管理者等により IP アドレスやタイムが開示されたとしても、本人を特定する住所氏名等の開示を受けることができなくなりかねない。このようなことから、電子掲示板の管理者等の IP アドレスやタイムについて

は仮処分で開示を認める場合が出てきているということと思われる。ただし、IP アドレスには、固定的に割り当てられているものと、動的に、時間を区切って割り当てられているものがあり、その点については細かな議論が必要となるのではないか。プロバイダ責任制限法第4条第2項についての運用状況については、様々言われていることはある。ご指摘のとおり、発信者の意見を聞いて行動することについては、大手はともかく、中小はなかなか困難であるということもなくはないと認識している。その結果、過度に開示されているのか、あるいは不開示の方向に揺れているのかということについては検証が必要であり、2回目3回目のヒアリングで確認いただければと思う。

(山下構成員)

プロバイダ責任制限法第3条による責任制限と、それ以外の民事責任については分けて考えることができるということについては、なるほどと思うが、プロバイダ責任制限法の文言からはどう読むのか。文言を読む限りはホスティングサービスに限るというふうに読まないこともできるのではないのか。

(森田構成員)

特定電気通信事業者に当たる者は、いかなることを行ってもプロバイダ責任制限法の要件のもとで免責されるとプロバイダ責任制限法の規定を読むほうが、個人的には不自然ではないかと思う。ただ、規定の書き方としては特定電気通信役務提供者となっており、それに該当すればプロバイダ責任制限法が定める要件の範囲でしか責任を負わないという読み方が論理的には成り立ち得ることは否定できない。この種の問題は、電子署名法にいう「特定認証業務」を行う「認定認証事業者」などと共通の問題で、ある事業主体をくくり出せばそれで要件や法的効果が定まるかというところではなく、実際は、その者が行っている活動がいかなる要件を満たせばそれにどのような法的な効果が付与されるべきかという観点から議論していくべき問題である。同じ主体が複数の機能を持つサービスを提供している場合には、主体で切り分けた場合には適切に処理することができなくなるため、主体ではなくその活動に着目して考えていかなければならないことにおのずとなるはずである。そうすると次の問題は、プロバイダ責任制限法がそのような趣旨であることをもう少し明確にすべきではないかという点であるが、例えば、条文上もその趣旨を明確にする方法があるか、それが難しいとしても逐条解説等でもう少し丁寧な説明をすることで理解を深めるか等が考えられよう。もっとも、難しい問題はその先で、ホスティングサービスを提供するプロバイダがそれ以外の付加的なサービスを併せて提供するような場合に、いかなる責任を負うのかという各論の問題であり、動画投稿サービスであったり、検索エンジンであったり、あるいは複数の利用者が書き込んでいき一つのものを作り上げていくような創作の場を提供している者であって、各種のサービスごとにその責任のあり方が検討されるべきである。そのほか、現時点では存在しないが将来登場することがありうる様々なサービスをも視野に入れたうえで、それらにおいて生ずる責任の要件をプロバイダ責任制限法という1つの法律ですべて規律することができるかということ、それは困難であろう。こうした問題について、

どのような方法で、どのように規律することが考えられるのかが課題になると思われる。

(森田構成員)

発信者情報開示請求権は、プロバイダ責任制限法上は実体権として規定されており、一定の要件の下で裁判外でも行使できるようになっている。この点は、プロバイダ責任制限法の立案過程では、当初は裁判上の請求としてのみ行使できる開示請求権として構想されていたが、実体法上の請求権であれば裁判外で行使できないのはおかしいとの指摘があって、裁判外での行使を認めるが一定の制約を課する現行法の規定になったと聞いている。発信者情報開示請求権は、その理論的な性格からすると、文書提出命令のように、訴訟上一定の権利行使をする上で必要な情報を訴訟手続の中で収集する場合の情報請求権として共通の性質を有するものである。ただ当時は、訴え提起前の情報請求権に関する規定は民事訴訟法の手続の中には存在せず、被告を特定する情報の開示請求権を民事訴訟法の中に規定することも難しかったため、実体権として書かざるを得なかったわけである。したがって、理論的には、文書提出命令などと同じような性格を持つ情報請求権であって、裁判所の関与なく裁判外での行使が広く認められるものではない。被告を特定して訴えを提起するために必要な情報を、訴え提起前に収集する手続は、法制度としてどのようなものがありうべきなのかという問題であって、プロバイダ責任制限法が規定した発信者情報開示請求権はそれに対する一つの答えであるが、諸外国では、実体権というよりは、訴訟法上の手続として規定されているものではないかと思う。そのような発信者情報開示請求権の理論的な性格にかんがみて、仮処分の問題はどう考えたらよいのかということも詰めていくべきではないか。プロバイダ責任制限法の立案の過程で、あるいはそれに先行する研究会やパブコメの段階では、非訟手続で、あるいは第三者機関が関与する手続で情報開示をするかしないかを判断する仕組みを作るということも選択肢として検討されたところであるが、通信の秘密という憲法上の重要な国民の権利義務にかかわる問題であることから、非訟ではなく訴訟手続で判断されなければならないというのが当時の法務省の考え方であったため、非訟という選択肢は採られなかったが、他方で、訴訟手続で開示の可否を判断するとなると手続として非常に重たくなる。あまり重たくなると発信者情報開示には迅速性が要求されるということで、それをどうするかということが問題になる。その観点からすると、仮処分の活用はもう少し積極的に考えた方がよいと思っている。ただこの点は仮処分の一般的な要件である保全の必要性という点についての運用にかかっているもので、法律でそれ以上何か規定することができるかと言われれば工夫の余地はあまりなさそうに思う。その辺りは何か進めることができないか、発信者情報開示請求の理論的な性格を明確化することにより、裁判所の関与を原則としつつも、開示の手続が過度に重くなりすぎている部分があるとすればそこをもう少し使いやすくする方法がないかが検討されるべきであろう。

(森田構成員)

発信者情報開示請求権について、明白性の要件を削除すべきであるとの意見について

ては、相手方を特定して訴訟上の権利行使をするためには、発信者情報の開示を受け
る必要があり、開示が受けられないとその者の裁判を受ける権利が奪われるとい
うのは一面でそのとおりであって、一定の要件のもとで手当てをする必要があるが、
それと同時にここで問題となっているのは、匿名で情報を発信するという発信者の
匿名の利益であって、それが法的にどこまで保護されるべきなのかである。匿名に
よる発信の利益が法的に保護に値すべき利益なのかについて、米国においては権力
に抵抗する言論の発信は全て匿名でなされるのが常であって、匿名性の利益は憲法
修正第1条の権利であるという議論がなされていることが示すように、匿名で情報
を発信する権利というのも言論の自由の一内容として非常に重要なものである。ま
た、通信の秘密というのも憲法上の権利であるため、それを奪うのにも正当な理由
が必要となる。権利侵害の明白性の要件というのは、発信者が匿名の利益や通信の
秘密が奪われるからには、そのことを正当化するだけの理由が必要であるという観
点から課されたものであり、被害者の裁判を受ける権利と、発信者の匿名の利益や
通信の秘密の保護との調整を図る要件として重要な意義をもつものである。その基
本的な考え方は、発信者が違法行為を行った場合まで匿名で情報を発信する権利を
保障する必要はないであろうということであるが、ただ違法行為を行ったかどうか
は最終的には被害者と発信者との間の本案の訴訟で審理せざるを得ないところ、そ
のような訴えの提起を可能とするため、その前段階として被告を特定する情報の開
示を求めているというのがここで問題である。そのような最終的には本案でなされ
べき違法行為の存否の判断を、発信者情報を開示すべきか否かという発信者情報
開示請求の手続の中でどこまで保証できるかという観点で、米国の当時の判決等も
参考にしながら検討した結果得られたのが、プロバイダ責任制限法第4条が規定す
る明白性の要件である。こうした観点から、DMCAのノーティス・アンド・テイ
クダウン手続についてみると、これは著作権に限定した手続であるが、権利者から
著作権を侵害した旨の所定の通知を受け取ったときには、プロバイダは直ちに削除
する、そして発信者が削除された情報を復活したい場合には、反対通知によって名
乗り出て削除に異議を申し立てなければならず、後は当事者間の訴訟で決着をつ
けるという仕組みになっており、発信者は削除を回避するには匿名ではいられなく
なる。匿名による情報の発信という法的利益に、日本の現行制度は一定の配慮を行
った要件の下で発信者情報開示請求権が規定されているが、ノーティス・アンド・
テイクダウン手続を導入する場合には、それについて根本的な組み換えを必要とす
る。これは、仮処分との関係でいえば、保全の必要性の疎明を要求しない満足的仮
処分を認めることと同じことであって、現行制度とはかなり異なる考え方に立つも
のであるので、日本法上はノーティス・アンド・テイクダウン手続を導入することは
難しいと思う。その前提として、発信者の匿名性の利益をどう考えるかという点
が重要であるが、この点はやや軽視されている感じもあり、論者によっても意見が
分かれうると思われるため、再度整理して議論を深めることがこのような検討の場
においては重要と思う。

(2) その他

- ・次回第2回会合は、11月中旬から下旬を予定。

以 上